

税制改正に関するコメント

令和3年度税制改正では、コロナ禍での税負担増を回避するため、業界最大の懸案であった固定資産税の負担据置きを実現することができた。また、住宅ローン減税の面積要件の引き下げは、対象が限定的ではあるが、これまでの住宅政策のあり方を転換するものであり評価したい。

今回の税制改正、そして経済対策に盛り込まれた新たな住宅ポイント制度等を有効に活用し、政府が進めるデジタル化の波も見据えながら、この逆境をチャンスに変えていきたい。

令和2年12月10日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久



住まい探しは
ハトマーク